

# 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程

## (目的)

第1条 日本土地家屋調査士会連合会会則第66条の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会役員（以下「役員」という。）に支給する役員手当及び退職慰労金に関する必要な事項を定める。ただし、専務理事及び常務理事については、別に定める。

## (役員手当及び退職慰労金)

第2条 役員手当及び退職慰労金は、別表第1、同第1-2又は同第2による。

## (月額手当及び日額手当)

第3条 役員手当は、月額手当及び日額手当とし、月額手当は毎月25日に支給する。ただし、月額手当の支給日が休日又は祝祭日に当たる場合は、その前日に支給する。

## (委員等を委嘱した者)

第4条 役員以外の者であって、委員、担当者その他任務を委嘱した者又は特別の目的のために出張を要請した者に支給する日額手当は、この規程を適用する。ただし、謝金を支払う場合においては、この規程を適用しない。

2 前項において、土地家屋調査士会やブロック協議会を代表して出席する会議等については、別に定める。

## (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附 則

この規程は、昭和46年9月14日より施行する。

### 附 則

この規程は、昭和49年7月1日より施行する。

### 附 則

この規程は、昭和52年4月1日より施行する。

### 附 則

この規程は、昭和55年4月1日より施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程の変更は、昭和58年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 昭和58年6月12日までは、本規程にかかわらず従前の規程により支給する。

### 附 則

この規程の変更は、昭和62年9月1日から施行する。

## 附 則

この規程の変更は、平成元年7月1日から施行する。

## 附 則（第1条）

### （施行期日）

この規程は、平成11年6月26日（定時総会終了の日）から施行する。

## 附 則（第1条）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則（第2条別表第1-2）

この規程は、平成18年4月26日から施行する。

## 附 則（第2条別表第1、同第1-2及び同第2）

### （施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 平成24年6月30日までは、本規程にかかわらず従前の規程により支給する。

## 附 則（別表第1-2）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

## 附 則（第1条～第5条、別表第1-2）

### （施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表第1

（月額手当）

役 職 名	月 額	摘 要
会 長	300,000 円	
副 会 長	150,000 円	
常任理事	100,000 円	
次 長	55,000 円	
理 事	50,000 円	
監 事	35,000 円	

**別表第 1-2**

(日額手当)

適用範囲	該当金額
旅費規程第 3 条により計算し同第 7 条の別表以外に右の項目に該当する場合(電子会議を含む。)は、その金額を支給する。	日額手当 2日 15,000 円 1日 12,000 円 半日 6,000 円 ただし、 (1) 前泊、後泊がある場合それぞれ 2,000 円追加。 (2) 事務所から片道 3 時間以上を要する場合 6,000 円を追加。

**別表第 2**

(退職慰労金)

役職名	1期(2年)	摘要
会長	300,000 円	左記1期に満たないときは1期とする。
副会長	150,000 円	
常任理事	100,000 円	
次長	55,000 円	
理事	50,000 円	
監事	35,000 円	